工事請負契約変更状況（6月分）

平成24年7月10日

工事NO.	担当課	件　名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
523128	下水道整備課	上田分区第一工区汚水管布設工事	10,256,400	12,340,650	10,169,145	11,408,250	1,151,850	11.2%	(4), (6)	1	H24.6.14	(株)イサム
124001	教育委員会総務課	盛岡市立城西中学校仮設校舎建設工事	16,054,500	17,216,850	15,090,600	15,762,600	-291,900	-1.8%	(6)	1	H24.6.25	(株)上の島
523126	水道管路課	新庄～高松系廃止配水管充填工事	7,676,550	9,038,400	7,631,295	8,622,600	946,050	12.3%	(4)	1	H24.6.26	(株)司組

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。
(1) 図面，仕様書，現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
(3) 設計図書の表示が明確でないとき。
(4) 工事現場の形状，地質，湧水等の状態，施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
(5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
(6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
(7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。
(8) 用地確保等が予定と異なったとき。
(9) 前各号に掲げる場合のほか，当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。